

主 文

債権者と債務者間の東京地方裁判所昭和五四年（ヨ）第二五四二号著作権仮処分申請事件について、当裁判所が昭和五四年五月二二日なした仮処分決定は、これを認可する。

訴訟費用は債務者の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 債権者

主文同旨の判決

二 債務者

主文第一項記載の仮処分決定を取消す。

債権者の本件仮処分申請を却下する。

訴訟費用は債権者の負担とする。

との判決

第二 当事者の主張

（債権者の主張）

一 本件異議申立の適否について

本件異議申立は、異議申立の利益を欠き不適法として却下されるべきである。すなわち、異議申立をする場合、申立の適法要件として異議申立の利益が必要である。そして異議申立の利益とは、当該保全処分命令のもつ効力の排除を主張する正当の利益をいうのであって、仮処分の内容に一定の時期的制限がある場合、すなわち期限付に効力が認められた仮処分決定に対しては、その一定の時期経過後は、仮処分命令のもつ効力の排除を主張する正当の利益がないというべきである。しかるところ、本件仮処分決定は右にいう一定の時期的制限がある仮処分決定であるから、その最終の時期である昭和五四年六月一三日を経過したことにより、債務者は、結局、本件異議申立の利益を有しないこととなつた。

二 申請の理由

1 債権者は、別紙第一目録記載の楽曲（詞・曲を含む。以下、「本件楽曲」という。）の著作権者である。

2 債務者は、「ビートルズ」の四人のメンバーに扮して本件楽曲等を演奏（歌唱も含む。以下同じ）することを目的として結成されたところの、A、B、C、Dの四人からなるグループが本件楽曲を演奏することを主たる内容とする「ビートル・フィーバー」の公演（以下、「本件公演」という。）を日本で行うことを企画して、同グループを日本に招聘し、右企画に基づいて別紙第二目録記載の年月日に、同目録記載の場所で本件公演を主催及び実施した。そして債務者は、今後別紙第三目録記載の年月日に、同目録記載の場所で、本件公演を主催及び実施した。そして債務者は、今後別紙第三目録記載の年月日に、同目録記載の場所で、本件公演を継続する予定であつて、右公演において本件楽曲を演奏する予定である。

3 債権者は、昭和五四年七月ころに日本で開催予定の「ビートルマニア」という公演において、本件楽曲を演奏することを許諾しており、「ビートルマニア」は、「ビートルズ」の四人のメンバーに扮したところの四人の音楽家が「ビートルズ」の四人のメンバーの演奏と極めて類似する演奏を行うものであつて、アメリカ・ニューヨーク市・ブロードウェイにおいて長期公演をなして極めて好評を博した。ところで、本件公演は「ビートルマニア」の公演を模倣し、これと極めて類似する内容のものであるから、仮に本件公演が予定通り全て開催された場合には、「ビートルマニア」の日本における公演が中止される公算が大きく、また中止されないまでもその公演に対する影響は多大なものがあり、その結果債権者は不測の損害を蒙るおそれがある。

4 よつて、債権者は、東京地方裁判所昭和五四年（ヨ）第二五四二号著作権仮処分申請事件について同裁判所が昭和五四年五月二二日になした、「債務者は別紙第三目録記載の「ビートル・フィーバー」の公演において、別紙第一目録記載の楽曲を演奏してはならない。」旨の本件仮処分決定の認可を求める。

（債務者の認否）

三 1 本件異議申立の適否についての債務者の主張は、争う。

解すべきところ、このような態様における本件楽曲の演奏について許諾を与える権利を有しているのは債権者であつて協会でないのであるから、債務者が債権者の許諾を得ることなく、本件公演において本件楽曲を演奏するおそれがある場合には債権者においてその差止請求をなすものといわなければならない。

よつて、債務者の抗弁は採用できない。

4 次に本件仮処分必要性について判断する。

前掲疎甲第二三号証、本件口頭弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる疎甲第一三、第四〇号証を総合すれば、債権者主張の申請の理由二の事実を認めることができ、右認定に反する疎乙第一一、第二二号証は前掲各証拠に照らして採用し難く、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

右認定事実によれば、債権者は債務者の本件公演における本件楽曲の演奏により著しい損害を受けるおそれが強いから、債権者においてその損害を避けるために本件仮処分の必要があるといわなければならない。

三 以上の次第であるから、債権者の本件仮処分申請は認容すべきものであり、債務者の本件異議申立は理由がないので、本件仮処分決定を認可することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 秋吉稔弘 塚田渥 水野武)

別紙第一～第三目録、(省略)